

じょうれい きてい ていぎ 条例に規定する定義について

ぎろん じこう 【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん しょうがい ひと じぎょうしゃ しゃかいてきしょうへき しょうがい
の「社会モデル」の4つの用語について定義規定を置くこととしています。
- しょうがい ひと じぎょうしゃ しゃかいてきしょうへき ていぎ しょうがい りゆう
「障害のある人」、「事業者」、「社会的障壁」の定義は、障害を理由と
する差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に準ずること
にしたいと かんが
考えております。
- しょうがい しゃかい ていぎ せいふ へいせい ねん がつ にち はっぴょう
「障害の社会モデル」の定義は、政府が平成29年2月20日に発表し
たユニバーサルデザイン2020行動計画に 準ずること
にしたいと かんが
考えております。
- これらのことについて、なに ごいけん
何か御意見はありますか。
- ※ なお、なに さべつ
何が差別にあたるかについては、次回「障害を理由とする差別につ
いて」で ぎろん
議論することとしており、今回は、こんかい もくてき りねんとう じょうれい そうそくぶぶん
目的や理念等の条例の総則部分
に きてい ていぎ ぎろん
規定する定義について議論をいただきたい。

ほそくせつめい (補足説明)

- ていぎきてい ようご いぎ めいかく かいしゃくじょう ぎぎ
定義規定とは、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすための
ものです。
じょうれい ようご いぎ こくごてき しゃかいつうねん こうきょう はば
条例の用語の意義は、国語的あるいは社会通念によりますが、広狭の幅
があつたり、たぎてき ぼあい
多義的であつたりする場合などに、どのような意味でその用語を
もち あき
用いているのか明らかにするために定義規定を置きます。